

## 中央環境審議会地球環境部会による英国調査について

### 1 目的

京都議定書の目標達成、実施を担保するための国内制度の在り方に係る今後の検討の一助とするため、地球温暖化対策に関し特徴的な制度を導入している英国の地球温暖化政策（気候変動税、気候変動協定及び排出量取引を組み合わせた温暖化対策）の在り方について、中央環境審議会の委員の方々による英国調査の機会を設ける。

### 2 調査日程

9月30日（日）	ロンドン	着		
10月1,2日（月、火）	英国調査（ロンドン）			
10月3日（水）	ロンドン発		4日（木）	東京着

### 3 調査日程

気候変動税、気候変動協定及び排出量取引制度の導入に関わった関係省庁、関係団体、関係者を訪問する。

#### （政府関係）

環境・食料・田園省（\*1）イギリス気候変動プログラム、気候変動税、排出量取引、気候変動協定関係

産業省・・・排出量取引、気候変動税、グリーン電力制度関係

財務省・・・気候変動税、排出量取引、気候変動協定関係

#### （検討グループ）

排出量取引グループ（Emission Trading Group）の事務局及び当グループでの検討に関わった事業者（\*2）

#### （産業界）

産業を代表する英国産業連盟

（Confederation of British Industry: CBI）（\*3）

気候変動協定に関わった業界団体

## **\* 1 Department for Environment, Food and Rural Affairs**

2001年6月までは環境・交通・地域省が地球温暖化政策を担当していたが、新政権成立後環境・食料・田園省が担当することとなった。

## **\* 2 排出量取引グループ (Emission Trading Group)**

イギリス国内の排出権取引制度を検討していた委員会。1999年6月に産業を代表する英国産業連盟 (Confederation of British Industry : CBI) 及び政府と産業による企業環境諮問委員会 (Advisory Committee on Business and the Environment (ACBE)) により設置されたもので、イギリス政府とともに排出権取引の制度を検討してきている。このグループは、100の企業代表、環境・交通・地域省、産業省、財務省及び関係機関により構成され、運営委員会 (Steering Committee) と技術委員会が設置されていた。

2000年3月にイギリス国内における排出権取引制度のフレームワークの提言を行った。この提案は、環境・交通・地域省、産業省及び財務省、さらには、ブレア首相の支持を得、本提案に基づくイギリスの排出権取引制度のフレームワークに係る草案が環境・交通・地域省によって、2001年5月に策定されている。

## **\* 3 産業を代表する英国産業連盟 (CBI)**

1965年に設立された、イギリス最大の企業連合。イギリス版経団連